

申請日令和 4 年 10 月 12 日

一般社団法人 投資信託協会

会長 松谷 博司 殿

(商号) アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社

(代表者) 代表取締役社長 ローラン・ジャックマン

### 正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する

規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

#### 1. 委託会社等の概況

##### (1) 資本金の額 (2022 年 8 月 31 日現在)

資本金の額 4 億 5,000 万円

発行可能株式総数 14 万 株

発行済株式総数 11 万 4,615 株

過去 5 年間における資本金の額の増減

該当事項はありません。

##### (2) 会社の機構 (2022 年 8 月 31 日現在)

###### ① 会社の意思決定機構

委託会社の業務執行における最高機関である取締役会は、株主総会で選任された 3 名以上の取締役で構成されます。

取締役会は、取締役中から会長、副会長、社長、副社長、専務取締役および常務取締役を選定することができます。

取締役会は、委託会社の経営に関する意思決定機関として、法令によって定められた事項並びに経営上の重要事項について決定あるいは承認を行います。その決議は、決議に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行ないます。

また、取締役会のもと、適切な経営戦略の構築や迅速な業務執行体制を確保するべく経営委員会ほか各種委員会を設置し、業務の能率的運営並びに責任体制の確立を図っています。

## ② 投資運用の意思決定機構

ファンドの運用体制は、運用部がマザーファンド等を含むファンドの組入方針等、ファンドの分配方針等を決定する体制としております。

また、マザーファンド等を含むファンドのパフォーマンスについては、運用部を含む関連各部門を構成メンバーとするパフォーマンス・アンド・インベストメント・リスク・コミッティーにおいてレビューを実施する体制としております。

## 2. 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第一種金融商品取引業および第二種金融商品取引業の登録を受けています。

委託会社の運用する証券投資信託は 2022 年 8 月 31 日現在、次のとおりです(ただし、親投資信託は除きます)。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	34	1,917,404
合計	34	1,917,404

### 3. 委託会社等の経理状況

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）並びに同規則第 38 条及び第 57 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 36 期事業年度（令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日まで）の財務諸表について、PwC あらた有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 37 期事業年度の中間会計期間（令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日まで）の中間財務諸表について PwC あらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2022年3月24日

アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監  
査法人

東京事務所  
指定有限責任  
社員 公認会計士 大畑 茂  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社の2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## (1) 貸借対照表

期別		第35期 (令和2年12月31日)		第36期 (令和3年12月31日)	
科目	注記番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金			2,365,501		2,826,998
未収委託者報酬			1,022,400		1,271,274
未収運用受託報酬			1,133		1,131
未収投資助言報酬			188,659		181,766
前払費用			18,835		16,966
未収入金			304,669		289,659
流動資産合計			3,901,199		4,587,798
固定資産					
有形固定資産	*1				
建物附属設備		7,590		116,548	
器具備品		16,179		34,075	
有形固定資産合計			23,770		150,623
無形固定資産					
ソフトウェア		0	0	-	-
無形固定資産合計					
投資その他の資産					
長期差入保証金		900		330	
繰延税金資産		90,395		193,719	
投資その他の資産合計			91,295		194,049
固定資産合計			115,066		344,673
資産合計			4,016,266		4,932,471

期別		第35期 (令和2年12月31日)		第36期 (令和3年12月31日)	
科目	注記番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)					
流動負債					
未払手数料			19,877		25,983
未払金			60,709		108,530
未払費用			687,562		1,195,079
預り金			17,812		16,007
未払法人税等			124,871		66,901
未払消費税等			62,073		86,323
賞与引当金			14,110		9,978
役員賞与引当金			9,795		11,382
流動負債合計			996,813		1,520,186
固定負債					
長期未払金			917		458
退職給付引当金			172,925		136,850
賞与引当金			17,747		18,594
役員退職慰労引当金			9,932		11,823
役員賞与引当金			18,616		19,796
資産除去債務			16,707		16,707
固定負債合計			236,847		204,230
負債合計			1,233,660		1,724,417
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			450,000		450,000
資本剰余金					
資本準備金					
資本剰余金合計		984,235		984,235	
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金					
利益剰余金合計		1,348,370		1,773,819	
株主資本合計			2,782,605		3,208,054
純資産合計			2,782,605		3,208,054
負債純資産合計			4,016,266		4,932,471

## (2) 損益計算書

期別		第35期 (自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日)		第36期 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益					
委託者報酬			2, 852, 796		3, 408, 336
運用受託報酬			4, 412		4, 041
投資助言報酬			308, 071		292, 029
その他受入手数料			147, 519		114, 415
その他営業収益			699, 669		773, 766
営業収益計			4, 012, 469		4, 592, 590
営業費用					
支払手数料			52, 178		68, 419
広告宣伝費			35, 624		39, 607
調査費					
調査費		48, 475		48, 347	
委託調査費		1, 444, 620		2, 003, 786	
調査費合計			1, 493, 096		2, 052, 134
委託計算費			269, 330		211, 575
営業雑経費					
通信費		9, 138		6, 602	
協会費		9, 577		9, 662	
営業雑経費合計			18, 715		16, 265
営業費用計			1, 868, 945		2, 388, 002
一般管理費					
給料					
役員報酬		98, 353		77, 083	
役員賞与引当金繰入額		6, 343		14, 562	
給料・手当		499, 478		517, 933	
賞与		132, 994		197, 022	
賞与引当金繰入額		28, 354		16, 600	
給料合計			765, 525		823, 201
交際費			519		3, 079
旅費交通費			5, 398		3, 335
法定福利費			64, 802		67, 412
保険料			8, 848		9, 750
租税公課			27, 114		24, 310
不動産賃借料			61, 157		59, 663
退職金			8, 745		106, 423
退職給付費用			46, 317		51, 000
役員退職慰労引当金繰入額			2, 567		1, 891
固定資産減価償却費			8, 065		9, 926
事務委託費			240, 803		307, 597
事務処理損失			-		66, 098
諸経費			38, 689		143, 835
一般管理費計			1, 278, 555		1, 677, 527
営業利益又は営業損失(△)			864, 968		527, 061
営業外収益					
雑益			549		0
営業外収益計			549		0
営業外費用					
為替差損			4, 371		4, 846
固定資産除却損			-		5, 612
営業外費用計			4, 371		10, 459
経常利益又は経常損失(△)			861, 145		516, 601
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失(△)			861, 145		516, 601
法人税、住民税及び事業税			275, 850		194, 477
法人税等調整額			17, 053		△ 103, 324
法人税等計			292, 903		91, 152
当期純利益又は当期純損失(△)			568, 241		425, 449

(3) 株主資本等変動計算書

第35期（自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	450,000	984,235	984,235	1,430,128	1,430,128	2,884,363	917	917	2,885,280	
当期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	△ 850,000	△ 850,000	△ 850,000	-	-	△ 850,000	
当期純利益又は当期純損失(△)	-	-	-	588,241	588,241	588,241	-	-	588,241	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	△ 917	△ 917	△ 917	
評価・換算差額等	-	-	-	-	-	-	△ 917	△ 917	△ 917	
当期変動額合計	-	-	-	-	81,758	-	81,758	△ 917	△ 917	
当期末残高	450,000	984,235	984,235	1,348,370	1,348,370	2,782,605	-	-	2,782,605	

第36期（自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	450,000	984,235	984,235	1,348,370	1,348,370	2,782,605	2,782,605	
当期変動額								
当期純利益又は当期純損失(△)	-	-	-	425,449	425,449	425,449	425,449	
当期変動額合計	-	-	-	-	425,449	425,449	425,449	
当期末残高	450,000	984,235	984,235	1,773,819	1,773,819	3,208,054	3,208,054	

## 重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法	(1) 建物附属設備 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は4年です。
2. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	(2) 器具備品 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は4～15年です。  外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
3. 引当金の計上基準	(1) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。  (2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に備えるため、支払見込額の当期負担分を計上しております。  (3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。  (4) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に備えるため、支払見込額の当期負担分を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

## 未適用の会計基準等

- 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- 「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）

### (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

### (2) 適用予定期日

令和4年12月期の期首より適用予定であります。

### (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

第35期 (令和2年12月31日)	第36期 (令和3年12月31日)
*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 8,623千円 器具備品 17,375千円	*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 2,479千円 器具備品 15,839千円

(株主資本等変動計算書関係)

第35期(自 令和2年1月1日至 令和2年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	114,615	—	—	114,615
合計	114,615	—	—	114,615

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和2年3月 30日 定時株主総会	普通株式	650,000	5,671.16	令和1年12月 31日	令和2年4月 13日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
該当事項はありません。

第36期(自 令和3年1月1日至 令和3年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	114,615	—	—	114,615
合計	114,615	—	—	114,615

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和4年3月 29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	468,000	4,083,24	令和3年12月 31日	令和4年4月 13日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、主として国内の機関投資家や金融法人等を顧客とした投資一任契約によるもの、ならびに投資信託の運用といった投資運用業、投資助言・代理業及び第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業を行っております。また、経営の効率化と財務の健全化を図るため、自己資本を充実し、財務体質を悪化させるおそれのある投機的な取引は行わないこととしています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品は、主として現金及び預金、未収委託者報酬、未収入金、未払金及び未払費用であり、当社取引先ならびに取引金融機関の信用リスク、為替や金利等の変動から生じうる市場リスク、資金の調達を行おうとするときに資金の調達を困難とする事態を生じうる流動性リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、上記の金融商品ならびにそのリスクを管理するため、経理規程に基づき、適切な資金の運用を行っています。

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

取引先としての顧客からの投資運用報酬等に関連し、取引先である顧客との契約書の締結、公開情報等とともに顧客の本人確認と信用状況が投資適格相当以上であるとの確認、契約更新時ににおける顧客の信用状況の確認等のリスク管理を行っています。また、未収入金は、原則として6ヶ月を超えることのないように期日管理を行っています。

預金を行う金融機関等については信用状況の確認を行い、リスク管理を行っています。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

外貨建未収入金の為替リスクについては、最長でも四半期ごとに実現し、長期の未収入金を持たないことで為替変動リスクの低減を図り、リスク管理を行っています。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経営の効率化と財務の健全化を図るため、自己資本を充実し、主として社内の内部留保により運転資金の調達を図り、資金調達リスクに備えております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第35期(令和2年12月31日)

令和2年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,365,501	2,365,501	—
(2) 未収委託者報酬	1,022,400	1,022,400	—
(3) 未収投資助言報酬	188,659	188,659	—
(4) 未収入金	304,669	304,669	—
資産計	3,881,230	3,881,230	—
(1) 未払費用	687,562	687,562	—
(2) 未払法人税等	124,871	124,871	—
負債計	812,434	812,434	—

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(2) 未収委託者報酬、(3) 未収投資助言報酬、(4) 未収入金

当社の金融商品取引業に付随する業務ならびに第一種及び第二種金融商品取引業にかかる報酬であり、すべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1) 未払費用、(2) 未払法人税等

未払費用はすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(注 2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,365,501	—	—	—
未収委託者報酬	1,022,400	—	—	—
未収投資助言報酬	188,659	—	—	—
未収入金	304,669	—	—	—
合 計	3,881,230	—	—	—

第 36 期(令和 3 年 12 月 31 日)

令和 3 年 12 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,826,998	2,826,998	—
(2) 未収委託者報酬	1,271,274	1,271,274	—
(3) 未収投資助言報酬	181,766	181,766	—
(4) 未収入金	289,659	289,659	—
資産計	4,569,700	4,569,700	—
(1) 未払費用	1,195,079	1,195,079	—
負債計	1,195,079	1,195,079	—

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(2) 未収委託者報酬、(3) 未収投資助言報酬、(4) 未収入金

当社の金融商品取引業に付随する業務ならびに第一種及び第二種金融商品取引業にかかる報酬であり、すべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1) 未払費用

未払費用はすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(注 2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,826,998	—	—	—
未収委託者報酬	1,271,274	—	—	—
未収投資助言報酬	181,766	—	—	—
未収入金	289,659	—	—	—
合 計	4,569,700	—	—	—

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

## (退職給付関係)

第35期 (自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日)	第36期 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)																
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付型の退職一時金制度および確定拠出年金制度を採用しております。退職一時金制度（非積立型であります。）では、退職給付として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左																
2. 確定給付制度 (1)簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表  <table> <tr> <td>退職給付引当金の期首残高</td> <td>156,830 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>33,591</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>△17,495</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金の期末残高</td> <td>172,925</td> </tr> </table>	退職給付引当金の期首残高	156,830 千円	退職給付費用	33,591	退職給付の支払額	△17,495	退職給付引当金の期末残高	172,925	2. 確定給付制度 (1)簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表  <table> <tr> <td>退職給付引当金の期首残高</td> <td>172,925 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>28,708</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>△64,783</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金の期末残高</td> <td>136,850</td> </tr> </table>	退職給付引当金の期首残高	172,925 千円	退職給付費用	28,708	退職給付の支払額	△64,783	退職給付引当金の期末残高	136,850
退職給付引当金の期首残高	156,830 千円																
退職給付費用	33,591																
退職給付の支払額	△17,495																
退職給付引当金の期末残高	172,925																
退職給付引当金の期首残高	172,925 千円																
退職給付費用	28,708																
退職給付の支払額	△64,783																
退職給付引当金の期末残高	136,850																
(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表  <table> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td> <td>172,925 千円</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</td> <td>172,925</td> </tr> </table> <table> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>172,925</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</td> <td>172,925</td> </tr> </table>	非積立型制度の退職給付債務	172,925 千円	貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	172,925	退職給付引当金	172,925	貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	172,925	(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表  <table> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td> <td>136,850 千円</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</td> <td>136,850</td> </tr> </table> <table> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>136,850</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</td> <td>136,850</td> </tr> </table>	非積立型制度の退職給付債務	136,850 千円	貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	136,850	退職給付引当金	136,850	貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	136,850
非積立型制度の退職給付債務	172,925 千円																
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	172,925																
退職給付引当金	172,925																
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	172,925																
非積立型制度の退職給付債務	136,850 千円																
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	136,850																
退職給付引当金	136,850																
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	136,850																
(3)退職給付費用 簡便法で計算した退職給付費用 33,591 千円	(3)退職給付費用 簡便法で計算した退職給付費用 28,708 千円																
3. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、12,726千円であります。	3. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、22,291千円であります。																

(税効果会計関係)

(単位：千円)

第35期 (自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日)	第36期 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
賞与引当金損金算入限度超過額 18,454	賞与引当金損金算入限度超過額 18,295
未払費用否認 73,986	未払費用否認 117,237
退職給付引当金 52,949	退職給付引当金 41,903
未払事業税 8,510	未払事業税 5,183
減価償却超過額 13,312	減価償却超過額 780
資産除去債務 5,115	資産除去債務 5,115
役員退職慰労金引当金 3,041	役員退職慰労金引当金 3,620
その他 0	一括償却資産 1,582
繰延税金資産小計 175,371	その他 1,810
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △ 84,976	繰延税金資産小計 195,530
評価性引当額小計 △ 84,976	将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △ 1,810
繰延税金資産合計 90,395	評価性引当額小計 △ 1,810
	繰延税金資産合計 193,719
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 30.62%	法定実効税率 30.62%
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目 3.03%	交際費等永久に損金に算入されない項目 3.03%
住民税均等割等 0.11%	住民税均等割等 0.18%
評価性引当金額 0.96%	評価性引当金額 △ 16.10%
その他 △ 0.71%	その他 △ 0.09%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 34.01%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 17.64%
3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正 法人税等の税率の変更による繰延税金負債の金額の修正はありません。	3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正 法人税等の税率の変更による繰延税金負債の金額の修正はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

事務所の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約期間に応じて 14.59 年と見積り、割引率 1.783% を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	第35期 (自令和2年1月1日 至令和2年12月31 日)	第36期 (自令和3年1月1 日 至令和3年12月31 日)
期首残高	16,436	16,707
有形固定資産の取得に伴う増加 額	-	-
時の経過による調整額	270	-
期末残高	16,707	16,707

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、投信投資顧問業の单一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第35期(自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

	(単位：千円)				
	投資信託委託業	海外ファンドサービス等	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	2,852,796	699,669	308,071	151,932	4,012,469

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

	(単位：千円)			
日本	フランス	その他	合計	
3,272,316	565,570	174,583	4,012,469	

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	営業収益	(単位：千円) 関連するセグメント名
アクサ生命保険株式会社	1,445,380	投信投資顧問業
ロボット・テクノロジー関連株ファンド -ロボティック-	1,284,323	同上
アクサ・インベストメント・ マネージャーズ・パリス	511,523	同上
ワールド・フィンテック革命ファンド -フィンテック-	305,594	同上

第36期(自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

	投資信託委託業	海外ファンドサービス等	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	3,408,336	773,766	292,029	118,457	4,592,590

## 2. 地域ごとの情報

### (1) 営業収益

(単位：千円)

日本	フランス	その他	合計
3,803,202	591,539	197,849	4,592,590

### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
アクサ生命保険株式会社	1,601,755	投信投資顧問業
ロボット・テクノロジー関連株ファン ド -ロボティック-	1,469,691	同上
アクサ・インベストメント・ マネジメント・ヨーロッパ・パリス	534,129	同上
ワールド・フィンテック革命ファンド -フィンテック-	255,388	同上

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第35期(自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日)

該当事項はありません。

第36期(自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第35期(自 令和2年1月1日至 令和2年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	アクサ・イン ベストメント ・マネージャ ーズ・エスエ ー	フランス、 パリ市	52,842千 ユーロ	持株会社	被所有 直接 100.00%	事務委託契約	サービス提供業務報酬 の受取(注1)  営業費用の支払(注1)  一般管理費の支払(注1)	千円  24,556  136,096  5,083	未収運用受託報酬  未払金	千円  6,218  49,601

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) サービス提供業務報酬、営業費用及び一般管理費の授受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	アクサ・イン ベストメント ・マネージャ ーズ・パリス	フランス、 パリ市	1,421千 ユーロ	投資運用業	—	投資顧問契約の 再委任等	サービス提供業務報酬 の受取(注1)  その他受入手数料 の受取(注1)  営業費用の支払(注1)  一般管理費の支払(注1)	千円  510,792  730  267,099  541	未収運用受託報酬  未収入金  未払費用  未払金	千円  164,927  229  69,939  374
親会社 の 子会社	アクサ・イン ベストメント ・マネージャ ーズ・ユーフ ー・リミテッ ド	イギリス、 ロンドン市	20,048千 ポンド	投資運用業	—	投資顧問契約の 再委任等	サービス提供業務報酬 の受取(注1)  営業費用の支払(注1)	千円  23,611  741,599	未収入金  未払費用	千円  10,655  197,738
親会社 の 子会社	アクサ生命 保険株式会社	日本、 東京都	85,000,000 千円	生命保険業	—	デリバティブ 取引 の媒介等	投資助言報酬 の受取(注1)  デリバティブ 媒介業務報酬 の受取(注1)  一般管理費の支払(注1)	千円  308,071  104,338  60,705	未収投資助言報酬  未収入金  未払費用	千円  188,659  29,842
親会社 の 子会社	アクサ・イン ベストメント ・マネージャ ーズ・アジア (シンガポー ル)リミテッ ド	シンガポー ル	25,000千 シンガポー ルドル	投資運用業	—	投資顧問契約の 再委任等	サービス提供業務報酬 の受取(注1)  その他受入手数料 の受取(注1)  営業費用の支払(注1)	千円  50,168  730  433,346	未収入金  未払費用	千円  7,096  123,219

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) サービス提供業務報酬、投資顧問報酬、その他受入手数料、営業費用、一般管理費、デリバティブ 媒介業務報酬及び投資助言報酬の授受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

(3) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等  
該当事項はありません。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

アクサ・インベストメント・マネージャーズ・エスエー（非上場）

### (2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

第36期（自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日）

### 1. 関連当事者との取引

#### (1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	アクサ・インベストメント・マネージャーズ・エスエー	フランス、パリ市	52,842千ユーロ	持株会社	被所有 直接 100.00%	事務委託契約	サービス提供業務報酬の受取(注1) 営業費用の支払(注1) 一般管理費の支払(注1)	千円 18,515 162,041 10,991	未払金	千円 70,060

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) サービス提供業務報酬、営業費用及び一般管理費の授受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

#### (2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	アクサ・インベストメント・マネージャーズ・パリス	フランス、パリ市	1,421千ユーロ	投資運用業	—	投資顧問契約の再委任等	サービス提供業務報酬の受取(注1) その他受入手数料の受取(注1) 営業費用の支払(注1) 一般管理費の支払(注1)	千円 534,244 △114 304,559 2,233	未収運用受託報酬 未払費用 未払金	千円 145,800 69,204 440
親会社の子会社	アクサ・インベストメント・マネージャーズ・ユーフォーリミテッド	イギリス、ロンドン市	20,048千ポンド	投資運用業	—	投資顧問契約の再委任等	サービス提供業務報酬の受取(注1) 営業費用の支払(注1)	54,545 1,060,308	未収金 未払費用	18,545 316,525
親会社の子会社	アクサ生命保険株式会社	日本、東京都	85,000,000千円	生命保険業	—	アリバティフ取引の媒介等	投資助言報酬の受取(注1) アリバティフ媒介業務報酬の受取(注1) 一般管理費の支払(注1)	292,029 57,534 59,762	未収投資助言報酬 未収金 未払費用	181,766 15,654 33
親会社の子会社	アクサ・インベストメント・マネージャーズ・アジア(シンガポール)リミテッド	シンガポール	32,000千シンガポールドル	投資運用業	—	投資顧問契約の再委任等	サービス提供業務報酬の受取(注1) その他受入手数料の受取(注1) 営業費用の支払(注1)	34,551 △114 644,159	未収金 未払費用	8,022 173,721

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) サービス提供業務報酬、その他受入手数料、営業費用、一般管理費、投資助言報酬及びアリバティフ媒介業務報酬の授受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

### (3) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

該当事項はありません。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

アクサ・インベストメント・マネージャーズ エスエー（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

第35期 (自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日)	第36期 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)
1株当たり純資産額 24,277 円 84 銭 1株当たり当期純利益金額 4,957 円 83 銭	1株当たり純資産額 27,989 円 83 銭 1株当たり当期純利益金額 3,711 円 98 銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しないため記載しておりません。
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎	1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎
損益計算書上の当期純利益金 568,241 千円 額 普通株式に係る当期純利益金 568,241 千円 額	損益計算書上の当期純利益金 425,449 千円 額 普通株式に係る当期純利益金 425,449 千円 額
普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。
普通株式の期中平均株数 114,615 株	普通株式の期中平均株数 114,615 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2022年10月5日

アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監  
査法人

東京事務所  
指定有限責任  
社員 公認会計士 西郷 篤  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第37期事業年度の中間会計期間（2022年1月1日から2022年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社の2022年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2022年1月1日から2022年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤

謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## (3) 中間貸借対照表

期別		第37期 中間会計期間 (令和4年6月30日)	
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)			
流動資産			
現金及び預金			2,242,433
未収委託者報酬			1,184,068
未収運用受託報酬			1,016
未収投資助言報酬			189,356
前払費用			18,405
未収入金			175,660
流動資産合計			3,810,939
固定資産			
有形固定資産	*1		
建物附属設備		101,669	
器具備品		32,253	
有形固定資産合計			133,923
投資その他の資産			
長期差入保証金		100	
繰延税金資産		193,719	
投資その他の資産合計			193,819
固定資産合計			327,743
資産合計			4,138,682

期別		第37期 中間会計期間 (令和4年6月30日)	
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)			
流動負債			
未払手数料			25,641
未払金			105,680
未払費用			520,447
預り金			11,494
未払法人税等			107,940
未払消費税等			63,986
賞与引当金			125,288
役員賞与引当金			31,423
流動負債合計			991,903
固定負債			
長期未払金			229
退職給付引当金			137,744
賞与引当金			17,895
役員退職慰労引当金			157
役員賞与引当金			15,010
資産除去債務			16,707
固定負債合計			187,744
負債合計			1,179,647
(純資産の部)			
株主資本			
資本金			450,000
資本剰余金			
資本準備金			
資本剰余金合計		984,235	984,235
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
利益剰余金合計		1,524,799	1,524,799
株主資本合計			2,959,035
純資産合計			2,959,035
負債純資産合計			4,138,682

(4) 中間損益計算書

期別		第37期 中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)	
科目	注記 番号	金額 (千円)	
営業収益			
委託者報酬		1,710,100	
運用受託報酬		1,882	
投資助言報酬		148,830	
その他受入手数料		66,137	
その他営業収益		267,220	
営業収益計		2,194,172	
営業費用		1,012,405	
一般管理費	*1	861,572	
営業利益		320,193	
営業外収益	*2	6,455	
営業外費用		-	
経常利益		326,649	
税引前中間純利益		326,649	
法人税等	*3	107,669	
中間純利益		218,980	

(3) 中間株主資本等変動計算書

第37期中間会計期間（自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	450,000	984,235	984,235	1,773,819	1,773,819	3,208,054	3,208,054	
当中間期変動額								
剰余金の配当	-	-	-	△ 468,000	△ 468,000	△ 468,000	△ 468,000	
中間純利益	-	-	-	-	218,980	218,980	218,980	
当中間期変動額合計	-	-	-	△ 249,019	△ 249,019	△ 249,019	△ 249,019	
当中間期末残高	450,000	984,235	984,235	1,524,799	1,524,799	2,959,035	2,959,035	

## 重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法	(1) 建物附属設備 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は4年です。
	(2) 器具備品 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は4～15年です。
2. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
3. 引当金の計上基準	(1) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間会計期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。  (2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に備えるため、支払見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。  (3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当中間会計期末要支給額の100%を計上しております。  (4) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に備えるため、支払見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準	当社は、投資運用業の契約に基づき、顧客の資産を管理・運用する義務を負っております。契約における履行義務の充足に伴い、契約に定められた役務提供期間にわたり収益を認識しております。  (1) 投資信託委託業務（委託者報酬） 当社は投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産価額を基礎として算定し、投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。  (2) 投資顧問業務（運用受託報酬及び投資助言報酬） 当社は対象顧客との投資顧問契約に基づき、月末純資産価額を基礎として算定し、対象口座の運用期間にわたり収益を認識しております。  (3) その他営業収益 当社の関係会社から受領する収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき、月次で算定し、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。  (4) 成功報酬 当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託の信託約款または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時

点で収益を認識しております。

5. その他中間財務諸表作成のための重要な事項 税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に、当該見積実効税率を乗じて計算しております。

## 会計方針の変更

### ● 収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。収益認識会計基準等の適用による、当中間財務諸表に与える影響はありません。

### ● 時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下、「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。時価算定会計基準等の適用による、当中間財務諸表に与える影響はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第37期中間会計期間 (令和4年6月30日)	
*1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物附属設備	17,358 千円
器具備品	18,804 千円
*2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として計上しております。	

(中間損益計算書関係)

第37期中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)	
*1 減価償却実施額	
有形固定資産	18,681 千円
*2 営業外収益の主要項目	
為替差益	6,455 千円
*3 中間会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は法人税等に含めて表示しております。	

(中間株主資本等変動計算書関係)

第37期中間会計期間（自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間 末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	114,615	—	—	114,615
合計	114,615	—	—	114,615

5. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

6. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 7. 配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和4年3月 29日 定時株主総会	普通株式	468,000	4,083,24	令和3年12月 31日	令和4年4月 13日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの  
該当事項はありません。

### (金融商品関係)

#### 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、未収委託者報酬、未収投資助言報酬、未収入金及び未払費用は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

### (有価証券関係)

該当事項はありません。

### (デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

### (資産除去債務関係)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

第37期中間会計期間 (自令和4年1月1日 至令和4年6月30 日)	
期首残高	16,707
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	-
当中間会計期間末残高	16,707

### (収益認識関係)

第37期中間会計期間（自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日）

#### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、中間損益計算書に記載の通りです。なお、当中間会計期間において、成功報酬は発生しておりません。

#### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

### (セグメント情報等)

#### [セグメント情報]

当社は、投信投資顧問業の单一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第37期中間会計期間（自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

	投資信託委託業	海外ファンドサービス等	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	1,710,100	267,220	148,830	68,020	2,194,172

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

	日本	フランス	その他	合計
	1,917,255	179,377	97,538	2,194,172

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
アクサ生命保険株式会社	859,283	投信投資顧問業
ロボット・テクノロジー関連株ファンド ～ロボティッカー	677,282	同上
アクサ・インベストメント・ マネジメント・サービス・パリス	158,120	同上
クリーンテック関連株式ファンド	128,822	同上

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第37期中間会計期間（自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

第37期中間会計期間（自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日）	
1 株当たり純資産額	25,817 円 17 銭
1 株当たり中間純利益金額	1,910 円 57 銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため記載しておりません。	
1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。	
中間損益計算書の中間純利益金額	218,980 千円
普通株式に係る中間純利益金額	218,980 千円
普通株式に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数	114,615 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

公開日 令和 4 年 10 月 21 日

作成基準日 令和 4 年 10 月 5 日

本店所在地 東京都港区白金 1-17-3 NBF プラチナタワー14階

お問い合わせ先 コンプライアンス部